

単価契約書(案)

長野県議会事務局長 ○○○○（以下「発注者」という。）と、○○○○（以下「受注者」という。）は、次の条項により、長野県議会広報紙新聞折込業務に関する単価契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 令和6年度長野県議会広報紙新聞折込業務

(2) 業務の内容 「長野県議会広報紙新聞折込業務仕様書」による。

（履行期間及び回数）

第3条 折込業務の履行期間は、令和6年4月○○日から令和7年1月31日までとし、この期間内に4回実施する。

（契約金額）

第4条 折込の単価は次のとおりとする。

単価 1部当たり○○円×110/100

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○円×10/100）

（契約保証金）

第5条 受注者は、契約保証金○○○○円をこの契約と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、第3条に規定する回数の折込が完了したときは、速やかに契約保証金を受注者に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第5条 契約保証金は、金○○○○円とし、その納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する。

(業務完了報告及び検査)

第6条 受注者は、毎回折込完了の都度、1週間以内に「長野県議会新聞広報紙折込業務実績報告書」を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは10日以内に検査を行い、合格した時は引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに修補して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(折込料金の支払)

第7条 受注者は、発注者の検査を受けて合格した場合は、第4条に定める単価に折込実績部数に乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該料金を支払うものとする。

3 支払いは折込毎の年4回とする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた広報紙の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様等の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

るものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第12条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第6条第1項に規定する期限までに「長野県議会新聞広報紙折込業務実績報告書」を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は「長野県議会新聞広報紙折込業務実績報告書」を提出した日までの日数に応じ、当該業務に係る折込料金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第2項に規定する期限までに折込料金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、折込料金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第11条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受注者は、第1項又は第3項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第13条 受注者は、第11条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第14条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

職・氏名 長野県議会事務局長 ○○○○ 印

受注者 住所 ○○○○

法人名 ○○○○

代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印